

学会賞及び奨励賞に関する規程

制 定：2009年 4月 11日
最近改正：2019年 10月 26日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の定款第4条に基づき、この規程を定める。

第2条 本会は、以下の賞を設ける。

- (1) 学会賞 …… 本会の諸活動を含む心理臨床学領域で優れた業績をおさめた個人または団体に贈る。
- (2) 奨励賞 …… 過去1年の間に、本会学会誌に掲載された研究論文が特に優れていると認められた若手の個人に贈る。

第3条 当分の間学会賞は、一件につき20万円を、奨励賞は一件につき30万円を、副賞として添え、これを贈る。

第4条 学会賞及び奨励賞の候補者審査のための審査委員会を本会に設ける。

- 2 審査委員会は業務執行理事の互選により選出された2名、理事の互選において業務執行理事を除く理事の中から選出された5名によって組織するものとする。審査委員は1年任期とし、いずれも再任（連続した任期での就任）は認めない。
- 3 審査委員長は7名の審査委員の互選によって選出する。但し、必要により業務執行理事のいずれかを審査委員長とすることができるものとする。
- 4 審査委員会は、表彰者を内定し、所定の書式によりこれを理事長に報告する。
- 5 理事長は、審査委員長の報告内容を業務執行理事会及び理事会に諮問し、その承認を得て、表彰者を決定し、定時社員総会で報告する。

第5条 学会賞、奨励賞選定の手順は以下による。

- (1) 学会賞は、本会会員への公募（候補者の推挙）を行い、候補者の推薦を得る。
- (2) 個人の学会賞候補者は10年以上引き続き本会会員であることとする。団体の候補者はその代表者が10年以上引き続き本会会員であれば可とする。
- (3) 奨励賞は、過去1年の間に発行された学会誌から、学会誌編集委員会が年齢等の条件を満たし、かつ特に優れている論文を推薦する。
- (4) 奨励賞候補者は3年以上引き続き本会会員であり、また、若手を奨励するため、対象となった論文の筆頭著者で、原則として45歳以下、あるいは、大学院修士修了後10年以内の者とする。
- (5) 審査委員会は、推薦を得た学会賞、奨励賞の候補者について、5名以上が出席する会議により審議し、5分の4以上の賛成により表彰者を内定する。なお、何らかの事情により出席者の人数が5名に満たない場合は、会議後に審議結果を欠席した委員に伝え、その委員が承認することを条件として、表彰者を内定することができる。

第6条 委員会の審議内容は、他に口外してはならない。

第7条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は2009年 4月 11日より発効する。

附 則

- 1 この規程は2013年 4月 1日より発効する。

附 則

- 1 この規程は2014年 4月 26日より発効する。

附 則

- 1 この規程は2017年 4月 29日より発効する。

附 則

- 1 この規程は2019年 3月 21日より発効する。

- 2 奨励賞については、2019年3月21日の規程改正後5年の間は、改正前の推薦方法である以下も有効とする。

奨励賞 …… 心理臨床学領域で優れた研究業績をおさめた個人又は研究グループ。

奨励賞候補者は3年以上引き続き本会会員であること。但しグループを候補とする場合は、その3分の2以上の者がこれに該当していれば可とする。

奨励賞においては当分の間、推薦時点より遡り10年以内の業績、論文をその対象とする。ただし、それ以前のものでも、特に顕著な業績等が認められるものは、推薦できるものとする。

附 則

- 1 この規程は2019年10月26日より発効する。